

令和8年2月3日
財務部経理課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事)

1 契約件名 世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事

2 相手方 東京都世田谷区船橋一丁目8番13号
東京コーポレーション株式会社
代表者 松本真弥

3 契約金額 議決金額 362,450,000円
変更金額 371,404,000円

4 工期 議決工期 令和8年2月17日
変更工期 令和8年3月17日

5 変更理由 ①想定以上の猛暑により、環境省が公表するWBT値において値が31以上となった期間を算定したところ、基準を超える日が発生したことにより、当該作業不能日分について工期延伸をする必要が生じたため。
②発生土を東京都建設発生土再利用センターへ搬出する予定だったが、受け入れ不可となったことに伴い、民間の再利用施設へ搬出する必要が生じたため。
③令和7年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。

6 専決処分日 令和8年1月13日